

# 就学援助を申請される保護者の方へ

就学援助制度は、経済的な事情により就学困難な児童生徒の保護者について、義務教育を受けるための経費の援助を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るものです。就学援助を受けることのできる方は、田村市に住所を有し市内の公立小中学校に通学する児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する保護を受けている方、またはそれに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方に限ります。

## 1 申請書の記入について

- (1) 住所は正確に記入してください。
- (2) 申請する児童生徒の学年は、令和4年度における学年を記入してください。
- (3) 年齢は**令和4年1月1日現在**で記入してください。
- (4) 世帯の状況の欄には、別世帯で同じ住所の方についても全員を記入してください。
- (5) 世帯の状況で小中学生の場合は、必ず令和4年4月での学校名と学年を記入してください。
- (6) 世帯の状況の欄に家族の人数が多く書ききれない場合は、お手数ですが申請書をコピーし、書ききれなかった方を世帯の状況欄に記入いただき添付してください。
- (7) 住宅の状況欄も忘れずに記入してください。
- (8) 申請理由欄には、理由の記入と該当する基準の項目への○印を必ず記入してください。

## 2 申請書の添付書類について

- (1) 課税証明書（※生活保護を受けている方は除く）
  - ※ 同居でも別世帯の場合は委任状が必要となります。（用紙は各学校にあります）
  - ※ 課税証明書の交付を受ける場合、公用により無料となるので窓口で通知書等を持参し、交付理由をお伝えください。
- (2) 通帳の写し（口座番号とカタカナ名義記載部分）
- (3) 該当する証明書の写し（児童扶養手当受給者証、国民健康保険料減免及び国民年金減免など）

## 3 申請書の提出について

- (1) 現在、通学している学校及び通学予定の学校へ提出してください。なお、次年度、中学校入学予定の小学6年生については、小学校へ提出してください。
- (2) 申請書提出先が小学校と中学校の両方となる場合は、申請書を両方に提出してください。なお、その場合、片方の申請書の添付書類はコピーで結構です。

## 4 認定について

- (1) 世帯全員及び住所を同じくする家族の所得額及び申請時の世帯状況等により審査を行います。

## 5 就学援助費の支給について

- (1) 認定された方は、認定月から当該年度中において就学援助費支給の対象となります。
- (2) 支給費目は次のとおりですが、それぞれ限度額のある費目や対象経費が限られている費目があります。
  - 生活保護法に規定する保護を ---- ①修学旅行費  
受けている方（※要保護世帯）
  - 生活保護法に規定する保護を ---- ①学用品費 ②新入学児童生徒学用品費等（既に入学前支給を受給した者を除く）  
受けている方に準ずる方 ③通学用品費 ④校外活動費（宿泊を伴わないもの）  
（※準要保護世帯） ⑤校外活動費（宿泊を伴うもの） ⑥修学旅行費  
⑦クラブ活動費 ⑧～⑩体育実技用具費（スキー等）  
⑪生徒会（児童会）費 ⑫PTA会費 ⑬卒業アルバム代等  
⑭学校給食費 ⑮医療費（学校保健法の対象になるもの）
  - ※ 田村市に住所を有する児童生徒の医療費は、乳幼児、児童医療費助成より支給
- (3) 受給方法について（医療費を除く）  
保護者の口座へ振込みとなります。教育委員会より就学援助費を指定口座に振込みますが、学用品費等に未納がある場合は、各学校において未納分に充当する場合がありますので、ご了承ください。  
また、給食費については、直接、給食センターへ振り込みます。

## 6 その他

- (1) 住所、世帯状況が変わった場合は、必ず学校までご連絡ください。
- (2) 経済状況の好転等により就学援助の必要なくなった場合は、学校長に申し出てください。
- (3) 就学援助費の振込日及び支給内容については、そのつど学校長を通じ連絡します。